

川越市子育て情報誌制作業務仕様書

1. 概要

子育て世帯等に向けた行政情報等を一体的に提供するため、情報誌の作成・発行を官民協働事業として実施するものである。

2. 冊子の仕様等

- (1)名称：川越市子育てガイドマップこえどちゃん
- (2)規格：A5 判（縦 297mm×横 210mm）、無線綴じ、横書き、左開き
- (3)紙質：表紙はコート紙等の耐久性のあるもの、本文は上質紙
- (4)刷色：全ページフルカラー
- (5)ページ数：約 110 ページ（広告は大紙面の 20%以内、令和 6 年度版の記載内容と同程度であれば、ページ数を減らした提案も可）
- (6)部数：各年度 20,000 部
- (7)その他：その他必要と認められる事項については、市と十分協議の上進めること

3. 冊子の納品及び配布期間

	令和 7 年度版	令和 8 年度版
納品	令和 7 年 5 月上旬	令和 8 年 5 月上旬
配布開始日	令和 7 年 6 月 1 日	令和 8 年 6 月 1 日
配布終了日	令和 8 年 5 月 3 1 日	令和 9 年 5 月 3 1 日

4. 納品方法

- (1)紙媒体は、市が指定した場所 1 箇所に、一度に納品すること
- (2)電子媒体は、PDF 形式のファイルに変換し、市へ提供すること

5. 配布対象者

- (1)未就学児のいる世帯
- (2)妊娠した方のいる世帯
- (3)未就学児や妊婦の方がいる転入世帯
- (4)その他希望者

6. 掲載内容

- (1)子育てに関する行政情報
- (2)子育て体験談（市民活動団体との協働事業で作成）
- (3)市内地図
- (4)企業広告
- (5)その他子育てに役立つ情報

7. 費用負担

冊子の企画、編集、広告に関する営業活動、印刷及び納品に係る費用は、発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

ただし、市または事業者の都合により仕様を変更した結果、追加の費用が発生した場合は、その責を帰すべきものがこれを負担する。

8. 広告

- (1)情報誌に掲載する広告は、川越市広告掲載に関する要綱、川越市広告掲載基準、医療広告ガイドライン等の法令などに定める基準を満たすものとする。
- (2)広告の販売及び営業は、あらかじめ市の指定するものを除き、市内企業等を中心とする。なお市は直接企業等に広告掲載を呼びかけることなどはしない。
- (3)広告の掲載によって得られる収入は、発行事業者に帰属するものとする。
- (4)市は、事業者の作成した広告に対し検査を行うものとする。

9. 役割分担

項目	業務内容	川越市	発行事業者
編集	全体の企画	○	○
	データ提供	○	
	データ編集		○
	原稿校正・チェック	○	○
広告営業	営業活動		○
	広告審査	○	○
印刷・納品	印刷・製本・納品		○
配送・配布	検品・配送・配布	○	

10. その他

- (1)校正作業のうち、少なくとも文字校正は3回、色校正は1回行うものとする。
- (2)校正に係るスケジュールは市と事業者で事前に協議のうえ決定する。
- (3)市からの最終校正依頼は3月中旬までとする。
- (4)市が提供した情報に係る著作権は市に帰属し、事業者が作成した情報や広告の著作権は事業者に帰属する。
- (5)子育て体験談に関する紙面の一部を市民団体等との協働事業で作成することに留意する。
- (6)事業者は、発行日以降3か月間は、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応する。これらの要望に対しては申し出を受けた日から概ね3日以内に対応する。
- (7)事業者は、冊子に関する苦情及びその他問題が発生した場合は、ただちにその旨市に報告し、市と協力して速やかに解決に努めるものとする。
- (8)令和8年度版の発行は令和7年度予算の議決を要件とし、協働発行事業に係る予算措置がない場合は、これを行わないものとする。
- (9)作成にあたり、仕様を変更する必要があるときは、市と事業者の協議のうえ、これを変更することができる。